

狛江市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員の政治倫理に関する条例（平成11年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(税の納付状況の報告)</p> <p>第4条 議員は、6月10日から同月30日までの間に前年度に狛江市が賦課徴収する住民税、森林環境税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに国民健康保険税の納付状況等について、別に定める様式により議長に漏れなく報告しなければならない。</p> <p>2 前項で規定する報告の対象は、議員個人が納税義務者であるものとする。</p> <p>3 議員は、第1項の規定に基づき報告した事項に訂正がある場合は、別に定める様式により遅滞なく議長に報告しなければならない。</p> <p>4 議長は、前各項の規定により提出された書類を当該年度の7月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。</p> <p>5 議長は、前各項の規定に基づく議員からの報告について、納付状況結果を記載した一覧表（以下「税納付状況一覧表」という。）を作成しなければならない。</p> <p>6 市民は、議長に対し、前項の税納付状況一覧表の閲覧を請求</p>	<p>(税納付状況報告書等の提出)</p> <p>第4条 議員は、毎年、5月1日から同月31日までの間（選挙により新たに議員となったものにあつては翌年から）に市税（狛江市税条例（平成3年条例第5号）第3条第1号及び第2号に規定する市税をいう。）及び国民健康保険税（狛江市国民健康保険税条例（平成6年条例第6号）第1条に規定する国民健康保険税をいう。）の納税等の状況を記載した報告書（以下「税納付状況報告書」という。）を作成し、遅滞なく議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議員は、税納付状況報告書を提出する際、別に定めるところにより、必要な書類を添付しなければならない。</p> <p>3 議員は、税納付状況報告書により報告した事項に変更がある場合においては、税納付状況報告書訂正届を作成し、遅滞なく議長に提出しなければならない。</p> <p>4 議長は、税納付状況報告書の提出を受けたときは、速やかに税納付状況一覧表に各議員の納付状況を記載しなければならない。</p> <p>5 議長は、前各項の規定により提出された書類を当該年度の6月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。</p> <p>6 市民は、議長に対し、第4項の税納付状況一覧表の閲覧を請</p>

改正後	改正前
することができる。	求することができる。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月26日 原案可決